

令和 2 年度

第 1 回 川口市産業労働行政審議会

資 料

日時 令和 2 年 7 月 27 日 (月) 午後 2 時

場所 第一本庁舎 6 階 601 大会議室

川口市産業労働行政審議会

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 報告事項について

(1) 川口市新型コロナウイルス緊急経済対策について

(2) SKIPシティ国際Dシネマ映画祭^{にいまるにいまる}2020の開催について

(3) 川口市地域貢献事業者認定事業への応募状況について

(4) 「川口市市産品フェア^{にいまるにいまる}2020」の開催について

(5) 商店改修事業補助金の補助内容拡充について

4 その他

5 閉 会

報告事項（1）川口市新型コロナウイルス緊急経済対策について

1 小規模事業者等事業継続緊急支援金

（1）内容

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少する小規模事業者・個人事業者のうち、経営継続及び雇用の維持を図る者に対し支援金を支給するもの。

（2）対象者：小規模事業者、個人事業者等

（3）支援額：10万円

（4）予算額：16,000者×10万円＝16億円

（5）受付期間：令和2年5月7日～7月31日

（6）実績

申請件数：約13,500者 交付件数：約12,000者（7月14日現在）

2 中小企業等事業継続支援金

（1）内容

国等が実施する経済対策と連携して、更に広く市内産業の経営状況を踏まえ、国が実施する持続化給付金の対象外となる中小企業等の事業継続を支援するため支援金を支給するもの。

（2）対象者

市内で事業を営み、6月以前に前年同月比の事業収入が50%未満減少している

- ・中小企業（中小企業基本法に規定する会社）
- ・介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者

（3）支援額：20万円

（4）予算額：6,000者×20万円＝12億円

（5）受付期間：令和2年7月6日～9月4日

（6）実績

申請件数：約70者（7月14日現在）

報告事項（2）「SKIPシティ国際Dシネマ映画祭2020」の開催について

にいまるにいまる

1 趣旨

本映画祭は、デジタルシネマをテーマとする世界で初めての国際映画祭で、平成16年から毎年開催し、今年で17回目を迎えます。

世界からデジタルの新たな表現の可能性を感じる作品を公募してノミネート作品を上映、さらに優秀作品を顕彰することで、次代を担うクリエイターを発掘するとともに、映像関連産業の発展に寄与することを目的として開催するものです。

この映画祭で入賞あるいはノミネートされた作品が海外の国際映画祭で上映され、優秀な成績を収める方や、国内の映画館で上映される作品など着実に成果を挙げており、今や世界中の映画関係者が注目する映画祭となっています。

2 開催時期 令和2年9月26日(土)～10月4日(日)の9日間

3 開催方式 インターネット配信によるオンライン開催
※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、SKIPシティでの開催を中止
※詳細は、映画祭ホームページにて公開予定

4 主な内容（※内容は、急遽変更になる場合がございます。）

- (1) 国際コンペティション（国内作品を含む長編作品）
- (2) 国内コンペティション（長編部門及び短編部門の2部門）

報告事項（3） 川口市地域貢献事業者認定事業への応募状況について

○事業の内容について

1 目的

- (1) 地域貢献活動を実施している中小企業を、「まちづくり」に貢献する事業者として公的に認定し、地域、市民、顧客、取引先及び金融機関等からの信用力を向上させることで、事業経営の向上につなげる。
- (2) 中小企業、市民及び行政が協働のまちづくりを行っていくことで、様々な社会的課題の解決と産業及び地域社会の発展に寄与する。

2 認定の対象となる事業者

社会的課題の解決に向けた取り組みを実施している事業者かつ地域貢献活動が事業経営の向上につながることを認識している事業者。

- (1) 中小企業者（個人事業主も含む）、農業者
- (2) 中小企業等協同組合法に規定する中小企業等協同組合
- (3) 農業協同組合法に規定する農業協同組合
- (4) 商店街（任意商店街も含む）
- (5) その他市長が認めた者

3 認定期間 3年（更新3年）

4 支援策等

- (1) 認定、表彰及び認定事業者PR支援
- (2) 認定事業者の特典
 - ア 地域貢献事業者資金融資制度
 - イ 商店街、製造業が実施する地域コミュニティ活動に対する補助制度
 - ウ 事業所税相当額の一部を補助
(認定期間（更新は含まず） 1回限り 1事業者あたり10万円)
 - エ 展示会等出展事業助成金〔公益財団法人川口産業振興公社〕
(限度額30万円→40万円)
 - オ 市が発注する公共工事のうち、川口市総合評価方式を採用する公共工事において加点される項目を設定（選択評価項目 1点）

○今後のスケジュールについて

- ・ 8月中 応募事業者へのヒアリング 応募事業者7社（7月16日(木)現在）
- ・ 9月下旬 地域貢献事業者選考部会
- ・ 10月下旬 第2回産業労働行政審議会
- ・ 11月中旬 認定式（予定）

報告事項（４）「川口市市産品フェア２０２０」の開催について

1 趣旨

「川口ブランド」といえる市内企業で製造・生産された「市産品」や市内で営業するあらゆる業種のサービスなどを広くPRすることで、市内中小企業の振興と地域経済活性化の一助になるものと考え、川口商工会議所や鳩ヶ谷商工会をはじめ、市内の産業支援機関や業種団体、金融機関と連携し、市産品を一堂に集めた展示会など、市内外の企業や市民、近隣自治体に大々的にPRし、市内企業の受注機会と販路の拡大を図るため開催するものです。

更には、多くの市民の皆様にも会場へ足を運んでいただけるように、楽しみながら市産品を知っていただくため多彩なイベントを企画するものです。

2 開催時期 令和２年１１月１３日（金）～１５日（日）の３日間

3 会場 SKIPシティA街区内施設及びB・C街区内

4 実施内容

- (1) 市産品展示会
- (2) 緑化産業・飲食店舗コーナー
- (3) 産業団体等紹介コーナー
- (4) 受発注企業商談会・出展者プレゼンテーション
- (5) ビジネスマッチング
- (6) 講演会
- (7) 誘客イベント（技能フェスタ・野外ステージなど）
- (8) 全日本製造業コマ大戦 G3 川口市市産品フェア２０２０場所、
全国ベーゴマ選手権大会 など

5 昨年度からの主な変更点＜新型コロナウイルス感染症対策関連＞

- (1) 市産品展示会の中で、新型コロナウイルス感染症対策製品を製作または、関連事業を展開している市内企業を集めた特設ブースを設置する。
- (2) 会場内の消毒液やクリアパネルの設置、検温の随時実施など、新型コロナウイルス感染症対策を実施する。
- (3) 昨年に引き続きコーディネーターを活用し、取引先となりうる企業を招待するビジネスマッチングを実施することに加え、新たにオンライン等の方法によるマッチング方法を検討している。
- (4) 開催期間中に実施している出展者プレゼンテーションを、事前収録によるWEB配信方式にて実施する。
- (5) 11月14日（土）に、全日本製造業コマ大戦のG3大会を実施する。

6 交通 川口駅・西川口駅・新郷スポーツセンター（安行スポーツセンター・鳩ヶ谷駅経由）より無料巡回バス運行

7 主催 川口市・川口市市産品フェア実行委員会

報告事項（５）商店改修事業補助金の補助内容拡充について

1 趣 旨

市内で店舗を営む方が店舗の改修を行う場合、改修工事費の30%、30万円を上限に補助をしているが、新型コロナウイルス感染症対策を含めた改修工事の補助率を50%、限度額を50万円に引き上げ、さらに感染症対策の備品も補助の対象とすることで、店舗の負担軽減を図る。

2 改正内容

補助率：工事費・備品購入費（税抜き）の50%（通常30%）

上限額：50万円（通常30万円）

補助対象経費：新型コロナウイルス感染症対策を含めた改修工事、工事と併せて購入した感染症対策の備品

3 申請受付 令和2年7月1日～

※同一申請者の、1年度内における申請回数は1回のみ。

※新型コロナウイルス感染症対策を含めた改修工事については、4月1日から6月30日までに行った工事も申請を認める。

4 主な要件

対象者：市内に住民登録のある個人又は、法人市民税に関する届出のある法人であること。

納期の到来した市税を完納していること。

対象店舗：小売業、飲食業、生活関連サービス業などを主として営む店舗で、常時看板を掲出し、不特定多数の来客があること。

店舗の床面積の合計が200㎡未満であり、かつ1万㎡以上の大規模小売店舗内のテナント物件でないこと。

5年以上の営業実績があること。

通常、1週間当たり5日以上営業を行っていること。

対象事業：市内に本社がある法人、又は市内に住所がある個人に請け負わせる20万円以上（消費税を除く）の工事であること

個人間で売買されたものではない、1品の金額が1万円以上（消費税を除く）の備品であること。

対象経費：内装工事、外装工事、給排水設備工事、電気工事、ガス工事、新型コロナウイルス感染症対策に関する工事費用、工事と併せて購入した感染症対策の備品代など

川口市地域貢献事業者認定事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域社会への貢献活動を行う事業者等を地域貢献事業者として認定をすることにより、事業者等の社会的信頼の向上を促進し、市内産業の活性化を図ることを目的とする。

（認定対象者）

第2条 認定を受けることができる者は、次の（1）から（3）のいずれかに該当する者（以下「事業者等」という。）とする。

- （1）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第2条第1項に規定する農業者
- （2）中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合及び農業協同組合法第3条に規定する農業協同組合のほか市長が適当と認めた団体
- （3）その他市長が認めた者

（申請要件）

第3条 認定の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている事業者等でない限りならない。

- （1）別表に該当する事業者等でないこと。
- （2）市内に事務所又は事業所を有し、申請時において3年以上継続して事業を営んでいること。
- （3）市税及び労働保険料を滞納していないこと。

（募集方法）

第4条 申請の受付は年1回とし、申請時期等は市長が定める。

（申請方法）

第5条 事業者等が認定の申請を受けようとするときは、次の書類を市長へ提出しなければならない。

- （1）様式第1号の申請書
- （2）様式第2号の取り組みチェックリスト
- （3）様式第3号の目標設定シート
- （4）様式第4号の宣言書
- （5）法人にあつては履歴事項全部証明書、個人にあつては個人事業の開廃業等届出済証明書
- （6）許認可等を要する業においては、当該許認可を受けていることを証する書類の写し
- （7）法人にあつては、労働保険、個人にあつては国民健康保険、国民年金又は後期高齢者医療保険に係る支払いを証する書類の写し
- （8）過去2年間の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し、個人にあつては、確定申告書（控え）の写し（税務署受付印のあるもの）又は国税電子申告納税システム（e-Tax）により申告している場合は、受信通知及び申告データ出力分の写し
- （9）様式第5号の納税確認のための同意書
- （10）事業内容に関する資料（パンフレット等）
- （11）その他市長が必要と認める書類

（審査及び認定等）

第6条 市長は、第5条に規定する認定の申請があったとき又は、第11条第1項に規定する認定の更新の申請があったときは、認定の是非について審査を行うものとする。

- 2 市長は、事業者等の審査を行うときは、川口市産業労働行政審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果を踏まえ、地域貢献事業者の認定を行う。
- 4 市長は、前項の規定による認定をしたときは、当該地域貢献事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、認定プレートを交付し、認定しなかったときはその旨を通知するものとする。

（認定内容の変更）

第7条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第6号の認定事項変更届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

- （1）第5条第1号の申請書に記載されている事項に変更があったとき。
- （2）目標設定シートの変更が必要な事由が発生したとき。
- （3）その他申請書類等に変更が生じたとき。

（認定の取消し）

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき又は該当するおそれがあると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- （1）第2条に規定する認定対象者及び第3条に規定する申請要件を欠くに至ったとき。
- （2）虚偽の申請により認定を受けたとき。
- （3）第13条第2項に規定する事業の進捗状況の報告がなされないとき。
- （4）その他取消すべき重大な事由が生じたと認められるとき。

（認定の辞退）

第9条 認定事業者は、認定継続の意思が無くなったときは、様式第7号の届出書により、市長にその旨を届け出なければならない。

（認定の期間）

第10条 第6条第3項の規定による認定の期間は、当該認定をした日から3年間とする。

- 2 市長は、前項の規定による認定の有効期間が終了となる場合において、前条の規定による認定の辞退があったときを除き、次条の規定により認定の更新をすることができる。

（認定の更新）

第11条 認定事業者が認定の更新を受けようとするときは、認定期限の到来する月の2ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）様式第1号の申請書
- （2）様式第3号の目標設定シート
- （3）法人にあつては履歴事項全部証明書、個人にあつては個人事業の開廃業等届出済証明書
- （4）許可、認可又は免許を要する業にあつては当該書類の写し
- （5）その他市長が必要と認める書類

- 2 更新の認定期間は、前回の認定期間が終了する日の翌日から3年間とする。

（公表等）

第12条 市は、認定事業者及び取組み内容等を公表するものとする。

- 2 市は、認定事業者が実施する事業活動に対し必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、地域貢献活動の促進を図るための情報提供など、必要な支援を行うものとする。

(認定事業者の役割)

第13条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項を行うとともに、市及び市民との連携及び協力の促進に努めるものとする。

- (1) 第6条第4項に規定する認定プレートを事務所内又は事業所の入口等に掲げること。
- (2) 認定を受けた日から1年ごとに、事業の進捗状況について市長へ報告すること。
- (3) 認定事業者は互いに連携及び協力し、地域経済の振興及び地域社会の発展に貢献するとともに、市が実施する事業に対し、協力するよう努めること。

(認定事業者の表彰)

第14条 市は、認定事業者が前条第1号及び第2号の規定による役割を行っている認められる場合は、1回に限り表彰を行うものとする。

2 表彰は、被表彰者に対し報奨金10万円を贈呈してこれを行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。